

第 30 号議案

足立区住宅対策資金積立基金条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 22 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住宅対策資金積立基金条例の一部を改正する条例
足立区住宅対策資金積立基金条例（平成 6 年足立区条例第 23 号）の
一部を次のように改正する。

題名中「住宅対策資金」を「住宅等対策資金」に改める。

第 1 条中「住宅対策に係る資金」を「足立区住宅改良助成条例（平成
21 年足立区条例第 28 号）第 2 条第 5 号に規定する改良及び足立区住
宅・建築物耐震助成条例（平成 21 年足立区条例第 26 号）第 3 条第 1
項に規定する耐震工事等（以下これらを「住宅等対策」という。）に係
る資金」に、「住宅対策資金」を「住宅等対策資金」に改める。

第 6 条中「住宅対策資金」を「住宅等対策に係る資金」に改める。

付 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

基金の設置目的を拡大するとともに、規定を整備する必要があるので、
この条例案を提出いたします。